

久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）（案）  
に関するパブリックコメントの募集結果について

- 1 意見の募集期間 令和5年6月8日（木）～令和5年7月7日（金）
- 2 対象者 町内在住、在勤、在学の人
- 3 閲覧・募集方法 産業・環境政策課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、まちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口で閲覧。  
また、町ホームページ、広報くみやまに掲載。  
意見書は、産業・環境政策課あて持参、郵送、FAX、Eメールにて提出、または町ホームページ上のWEB回答フォームで回答。
- 4 意見の提出 6名（15件）の意見の提出  
※様式1（設問回答様式）による提出：2名5件（うち、WEB回答1名）  
様式2（意見書のみ）による提出：4名10件

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方等
1	【計画（案）第1章P5部分】 計画期間がなぜ8年なのか。その理由を記載した方が良いのではないかと。	計画期間については、令和3年度に国の地球温暖化対策計画の見直しが行なわれ、「2030年度に2013年度比で46%の温室効果ガスの削減」を目標とすることが示されたことから、計画期間を2023年度から2030年度までの8年間としています。 なお、当該文中において、一部説明文を追記します。
2	【計画（案）第2章部分】 産業立地促進ゾーンでは、新たなものづくり産業の拠点創出を目的としているが、現状では、ものづくり企業ではなく、物流企業の進出が多いように見受けられる。結果、交通公害の課題が多数見受けられる。	みなくるタウン産業立地促進ゾーンにおける進出企業は現時点で未確定となっておりますが、交通公害に対する対策を十分講じてまちづくり事業を進めていきたいと考えています。
3	【計画（案）第3章部分】 本町における重要課題は、 ①事業所に対する脱炭素対策と3Rの取組、 ②町内及び町外との公共交通手段の改善、 ③町内の道路整備、 が環境問題対策のうえで重要と考えられる。	お見込みのとおり、重要な課題と認識しています。 脱炭素、交通対策、道路整備と分野横断的に各部署で連携して取り組んでまいります。

4	<p>【計画（案）第3章P37部分】</p> <p>「ものづくりの苗処」の説明が必要ではないか。</p>	<p>新たに資料編を作成し、「ものづくりの苗処」の用語解説を追記します。</p>
5	<p>【計画（案）第5章部分】</p> <p>各基本目標をどのように具体的に推進するのか。スケジュール化が大切である。</p>	<p>今後の取組については、計画に定めた取組施策を推進するための実行組織を立ち上げ、各年ごとに進捗管理を行なうとともに、適切なスケジュール管理のもと、施策を推進してまいります。</p>
6	<p>【計画（案）第5章P54部分】</p> <p>「災害時の備蓄品（目標値）の7日分」の根拠は何か。</p>	<p>食料をはじめとした災害備蓄品については、国の防災基本計画において推奨値として「7日分」が示されています。</p>
7	<p>【計画（案）第5章P54部分】</p> <p>「レジリエンス強化のためのV2Hの導入台数」は久御山町役場の導入台数でよいか。なお、現状は1台導入されている。</p>	<p>V2Hの導入台数については、令和12年度までに久御山町役場が導入する合計台数として記載しています。</p> <p>また、ご指摘のとおり現状値として「1台」に修正します。</p>
8	<p>【計画（案）第5章P57部分】</p> <p>「町内におけるKES・環境マネジメントシステム・スタンダード取得数」については、これまでに町として助成制度を設けていたものの時勢から助成の意義が薄れてきたため、廃止した経過がある。環境の視点だけで事業所が率先して認証取得するだろうか。</p>	<p>近年は、ESG投資の考え方が浸透しつつあり、環境対策に取り組むことが企業に対する評価、投資の指標となっています。</p> <p>そういった状況の中で中小事業者でも比較的取り組みやすいものとして、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード取得数」を指標としています。</p> <p>今後は当該認証制度の取得をきっかけとして、REアクションへの加盟や脱炭素に取り組む事業者を増やしていきたいと考えています。</p>
9	<p>【計画（案）第5章P57部分】</p> <p>サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーについて、用語解説が必要ではないか。</p>	<p>新たに資料編を作成し、「サーキュラーエコノミー」「シェアリングエコノミー」の用語解説を追記します。</p>
10	<p>【計画（案）第6章部分】</p> <p>特に太陽光発電の設置普及（企業・個人）活動が重要。本町における環境対策にとっても有効と思われる。また、運輸部門での脱炭素推進が急務である。</p>	<p>お見込みのとおり、2030年目標及び2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、太陽光発電の設置、普及を進めることが喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進及び産業・運輸部門等の脱炭素に資する施策を講じて進めてまいります。</p>

11	<p><b>【計画（案）第6章P76以降部分】</b></p> <p>具体的な取組として計画目標が設定されているが、分母は何か。把握できる母数か。</p> <p>例えば、「電気自動車」であれば町公用車として1台導入済みである。</p>	<p>計画（案）第6章に定めている計画目標については、計画策定の基礎調査として実施した住民・事業者アンケート調査等を基にして設定しているほか、国が公表している自治体排出カルテ等の基礎数値を用いています。</p> <p>また、電気自動車の導入率については、自治体排出量カルテにあります自動車保有台数に対し、アンケート調査で、電気自動車を導入しておられる方の台数割合で算出しています。（実台数把握が困難なため）</p>
12	<p><b>【計画（案）第6章P78部分】</b></p> <p>「ZEB・ZEH化など建物の省エネ性能の向上」の欄で「ゼロカーボン住宅の評価を行なう」とあるが、具体的にどのようなことか。</p>	<p>ゼロカーボン住宅とは、外壁や窓等の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備（高効率給湯器エコキュートなど）の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー（太陽光設備など）を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることです。</p> <p>ゼロカーボン住宅の評価とは、住民・事業者アンケート調査等により、HEMSやZEB・ZEH化等の導入率を調査することで、評価を行います。</p>
13	<p><b>【計画（案）第6章P82部分】</b></p> <p>「移動手段における脱炭素化の推進及び既存システムの整備」の内容5番目「ソーラーカーポートを導入するなど、公共施設等へ電気自動車、プラグインハイブリッド車に必要な充電インフラを整備」とあるが、充電インフラは住民も使えるのか。</p>	<p>充電インフラについては、住民の方々も使えることを想定しています。</p>
14	<p><b>【計画（案）全体を通じて】</b></p> <p>計画進行にあたっては、事業所、住民との連携と意識向上への啓発が重要であり、地道な活動が必要。エコロジーセンター（活動拠点）の設置及びエコメイト（活動員）の組織化と人材育成が大切である。</p>	<p>環境施策を進めていくうえで、住民、事業者、行政の三者協働及び意識醸成、人材育成は必要不可欠であると認識しています。</p> <p>そのため、計画案にも重点目標として設定しております「久御山版環境プロモーション」事業を計画策定後、速やかに着手し、進めてまいります。</p>

15	<p><b>【計画（案）全体を通じて】</b></p> <p>計画案全体を通じて、グラフ資料やアンケート調査等は資料編に組み込むなど、全体的にボリュームをおさえてシンプルにしてはどうか。</p> <p>また、各章ごとに色を変えて見やすくしてはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、新たに資料編を作成し、本編のボリュームを抑えるような構成に修正します。</p> <p>また、各章ごとの配色についても修正します。</p>
----	---	---

※誤字・脱字・文言修正等の意見については、別途計画案にて修正いたします。

## 5 様式1（設問回答様式）による回答の詳細 2名の意見提出（うち、WEB回答1名） （設問回答）

様式1（設問回答様式）による回答については、各項目において「適切である」、「概ね適切である」との回答が各1件ずつとなっている。

なお、自由意見についての町の考え方は上記「4 意見の提出」にて記載。

### 第1章 久御山町環境基本計画の基本的事項

第1章は計画の基本的事項について定めています。以下の設問にお答えください。

計画案4～5ページに記載の計画の対象、計画の推進主体、計画の期間について、下記の選択肢からお選びください。

- 計画の対象：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない
- 計画の推進主体：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない
- 計画の期間：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない
- その他自由記述

自由記述なし

### 第2章 計画策定の背景

第2章は計画策定の背景として、国・京都府・久御山町の動向をまとめています。ご意見がありましたらご記入ください。

自由意見：産業立地促進ゾーンでは、新たなものづくり産業の拠点創出を目的としているが、現状では、ものづくり企業ではなく、物流企業の進出が多いように見受けられる。結果、交通公害の課題が多数見受けられる。

### 第3章 久御山町の概況と地域特性

第3章は久御山町の概況と地域特性のほか、計画策定に関するアンケート調査等の結果から課題分析を行っています。以下の設問にお答えください。

計画案41～45ページに記載の久御山町の環境を取り巻く課題について、下記の選択肢からお選びください。

- 各項目の主な課題：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）  
適切ではない

- 課題に対する計画の方針：適切である（回答1件） 概ね適切である（回答1件）  
適切ではない

●その他自由記述

自由記述：本町における重要課題は、①事業所に対する脱炭素対策と3Rの取組、②町内及び町外との公共交通手段の改善、③町内の道路整備、が環境問題対策のうえで重要と考えられる。

#### 第4章 久御山町が目指す方向性

第4章は久御山町が目指すべき将来像として、地域の絆を再構築し、住民・事業者・行政の三者協働のもと、「豊かな自然と活力ある産業が共生する環境都市くみやま～地域の絆を育み、恵まれた環境を将来の世代に継承する～」をキャッチフレーズとしてまちの将来像を定めています。以下の設問にお答えください。

計画案46ページに記載の目指すべき将来像について下記の選択肢からお選びください。

- 目指すべき将来像：適切である（回答1件） 概ね適切である（回答1件） 適切ではない

●その他自由記述

自由記述なし

#### 第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組

第5章は第4章で定めた目指すべき将来像を実現するための目標を定めています。以下の設問にお答えください。

計画案48～49ページに記載の重点目標について、下記の選択肢からお選びください。

- 重点目標1：久御山版「食とエネルギーの地産地消」の推進
- 重点目標2：久御山版環境ブランド付加価値「次世代型ものづくりの苗処」の推進
- 重点目標3：久御山版環境プロモーションによるシビックプライドの醸成

重点目標として適切である（回答1件） 概ね適切である（回答1件）

適切ではない目標がある 適切ではない

計画案50～62ページに記載の基本目標1～6について、下記の選択肢からお選びください。

●基本目標1～6

考え方、指標ともに適切である（回答1件） 考え方、指標ともに概ね適切である（回答1件）

考え方が適切ではない 指標が適切ではない 考え方、指標ともに適切ではない

●その他自由記述

自由記述：各基本目標をどのように具体的に推進するのか。スケジュール化が大切である。

#### 第6章 地球環境を考えたまちの取組

第6章は地球温暖化対策実行計画「区域施策編」及び「地域気候変動適応計画」を定めています。

計画案73～75ページに記載の温室効果ガスの削減目標指標、76～86ページに記載の具体的な取組内容、90～92ページに記載の地域気候変動適応計画について、下記の選択肢からお選びください。

●温室効果ガスの削減目標

目標指標は適切である（回答1件） 概ね適切である（回答1件） 適切ではない

●具体的な取組

全体を通して適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）

適切ではない取組がある

●地域気候変動適応計画

適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない

●その他自由記述

自由記述：特に太陽光発電の設置普及（企業・個人）活動が重要。本町における環境対策にとっても有効と思われる。また、運輸部門での脱炭素推進が急務である。

## 第7章 計画の進行管理

第7章は計画に定めた取組を推進するための推進体制や進行管理について定めています。以下の設問にお答えください。

計画案 93～95 ページに記載の推進体制、進行管理について、下記の選択肢からお選びください。

●推進体制：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない

●進行管理：適切である（回答1件）      概ね適切である（回答1件）      適切ではない

### 全体を通してのご意見

自由記述：計画進行にあたっては、事業所、住民との連携と意識向上への啓発が重要であり、地道な活動が必要。エコロジーセンター（活動拠点）の設置及びエコメイト（活動員）の組織化と人材育成が大切である。

以上

## パブリックコメント回答様式1（記述方式、WEB回答方式）

「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）」（案）

### パブリックコメント意見書 様式1

町では、令和5年4月1日に施行された久御山町環境基本条例に基づき、本町における環境全般の施策を定めた環境マスタープランとして、「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）」の策定を進めています。

つきましては、計画案に対して広く皆さんからのご意見を募集いたしますので、計画案及び計画概要版をご確認のうえ、下記の設問に対してマークを記入またはご意見をご記入ください。

また、お寄せいただいたご意見は、個人が特定されない情報としてホームページ上に公開します。（個人が特定できる情報は秘匿し、適正に管理します）

あなたの氏名、住所、属性をご記入ください。（※必須）

回答者氏名（※）： \_\_\_\_\_

回答者住所（※）：〒 \_\_\_\_\_

回答者属性（※）：町内在住 町内在勤（会社名： \_\_\_\_\_）

町内在学（学校名： \_\_\_\_\_） その他（ \_\_\_\_\_）

#### 第1章 久御山町環境基本計画の基本的事項

第1章は計画の基本的事項について定めています。以下の設問にお答えください。

計画案4～5ページに記載の計画の対象、計画の推進主体、計画の期間について、下記の選択肢からお選びください。

●計画の対象：適切である 概ね適切である 適切ではない

（適切ではない理由）

●計画の推進主体：適切である 概ね適切である 適切ではない

（適切ではない理由）

●計画の期間：適切である 概ね適切である 適切ではない

（適切ではない理由）

●その他自由記述

## 第2章 計画策定の背景

第2章は計画策定の背景として、国・京都府・久御山町の動向をまとめています。ご意見がありましたらご記入ください。

(自由記述)

## 第3章 久御山町の概況と地域特性

第3章は久御山町の概況と地域特性のほか、計画策定に関するアンケート調査等の結果から課題分析を行っています。以下の設問にお答えください。

計画案 41～45 ページに記載の久御山町の環境を取り巻く課題について、下記の選択肢からお選びください。

●各項目の主な課題：適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

●課題に対する計画の方針：適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

●その他自由記述

## 第4章 久御山町が目指す方向性

第4章は久御山町が目指すべき将来像として、地域の絆を再構築し、住民・事業者・行政の三者協働のもと、「豊かな自然と活力ある産業が共生する環境都市くみやま～地域の絆を育み、恵まれた環境を将来の世代に継承する～」をキャッチフレーズとしてまちの将来像を定めています。以下の設問にお答えください。

計画案 46 ページに記載の目指すべき将来像について下記の選択肢からお選びください。

●目指すべき将来像：適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

●その他自由記述



## 第5章 目指すべき将来像の実現に向けた取組

第5章は第4章で定めた目指すべき将来像を実現するための目標を定めています。以下の設問にお答えください。

計画案 48～49 ページに記載の重点目標について、下記の選択肢からお選びください。

- 重点目標1：久御山版「食とエネルギーの地産地消」の推進
- 重点目標2：久御山版環境ブランド付加価値「次世代型ものづくりの苗処」の推進
- 重点目標3：久御山版環境プロモーションによるシビックプライドの醸成

重点目標として適切である    概ね適切である    適切ではない目標がある    適切ではない

(適切ではない理由)

計画案 50～62 ページに記載の基本目標1～6について、下記の選択肢からお選びください。

### ●基本目標1～6

- 考え方、指標ともに適切である    考え方、指標ともに概ね適切である  
考え方が適切ではない    指標が適切ではない    考え方、指標ともに適切ではない

(適切ではない理由)

### ●その他自由記述

## 第6章 地球環境を考えたまちの取組

第6章は地球温暖化対策実行計画「区域施策編」及び「地域気候変動適応計画」を定めています。

計画案 73～75 ページに記載の温室効果ガスの削減目標指標、76～86 ページに記載の具体的な取組内容、90～92 ページに記載の地域気候変動適応計画について、下記の選択肢からお選びください。

### ●温室効果ガスの削減目標

- 目標指標は適切である    概ね適切である    適切ではない

(適切ではない理由)

●具体的な取組

全体を通して適切である 概ね適切である 適切ではない取組がある

(適切ではない理由)

●地域気候変動適応計画

適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

●その他自由記述

第7章 計画の進行管理

第7章は計画に定めた取組を推進するための推進体制や進行管理について定めています。以下の設問にお答えください。

計画案 93～95 ページに記載の推進体制、進行管理について、下記の選択肢からお選びください。

●推進体制：適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

●進行管理：適切である 概ね適切である 適切ではない

(適切ではない理由)

全体を通してご意見がありましたらご記入ください

ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は、回答とあわせて、後日町ホームページ上に公開します。個別での回答はいたしかねますので、ご了承ください。

